

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	放課後等デイサービスみんなのいえ	施設種別	放課後等デイサービス (旧体系：)
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会		

令和4年12月16日

総 評	<p>「放課後等デイサービスみんなのいえ」は、「社会福祉法人みんななかま」の基盤とした事業として2011年（平成23年）に開設されました。城陽市北東の静かな住宅地で、2階建ての日当たりのいい事業所です。本事業所は、小学生から高校生までの、登録者30名、1日の利用者定員10名で、月曜日から金曜日までの放課後と学校の長期休暇中の支援に対応し、地域の支援学級と支援学級の子どもたちに、地域での居場所と活動場所として事業提供をしています。城陽市では3事業所しかない医療的ケアの必要な子どもや、重度の子どもも受け入れています。日々の受け入れでは、子どもの相性や遊びが一緒にできること、疾病の特徴など考慮して、子どもを2～3のグループに編成しており、年長者にはリーダーの役割があります。法人理念を継承し、子どもが自己肯定感を高め、コミュニケーション力を育み、日常生活動作の習得および集団生活への適応に必要な支援を実施しています。学校と家庭をつなぐ第三の安心できる「居場所」として、障害のある本人とその家族の福祉の増進を図ることを目的としてサービスを提供しています。</p> <p>来期には、第2放課後等デイサービスの開設が予定されています。</p>
特に良かった点(※)	<p>○活動の支援</p> <p>法人理念の1つに「ひとりひとりの発達を追求し、すべての人を大切にし、人間らしく生きることをめざす」とあります。医療的ケアが必要な方、重度の障害がある方、発達障害の方がおられ、基準より職員を増やした体制をとっていますが大変な努力をされています。子どもたちの安全に留意し、保護者に安心を届けるとともに、職員が一緒になって遊ぶこと、人と関わることの楽しさ、友だちが増える取り組みを企画しています。季節の遊び（芝すべり、水遊び、秋探し）、外遊び（公園、散歩）、集団遊び（缶けり、ごっこ遊び）のほか、調理活動では食材の買い物から調理して食べることを楽しんでいます。異なった年齢ではありますが、その時の一人ひとりに合ったグループ作りをし、日々の楽しみを保障しています。</p> <p>○家族、職員共に障害のある本人の情報の共有</p> <p>管理者はなかまを迎えに行く前には、本日利用予定の子どもの遊びやねらいを記入した週の予定を共有、確認し、近況や保護者の心配事などを職員に伝達して出発しています。送迎車には必ず正規職員が同乗し、保護者との情報交換をおこなっています。特にその日の障害のある本人の事業所での様子は、連絡</p>

	<p>帳での報告とともに口頭でもしっかり伝達をしています。保護者から「その日の利用の様子を詳しく連絡帳に記入してください、帰宅時にも口頭で時間をかけて話して下さり本当に手厚いです」との感想があります。職員は業務終了前には振り返りの時間を取り、それぞれの子どもの状況や支援の確認、気づきなど共有しています。</p> <p>○個別支援計画 個別支援計画は児童発達支援管理責任者である管理者が作成しています。年2回の面接を組み、障害のある本人と家族のニーズを聞き取り、職員間で話し合い記録を見てアセスメントに反映しています。身体状況、生活状況、行動の特徴、将来の生活についての希望などの情報は、障害のある本人の意向を把握しにくいことも多くありますが、日々の反応や保護者との話し合いの中でくみ取っています。個別支援計画は、障害特性や障害のある本人のできることなどで立案しており、在学している学校の先生方との連携も密にしています。アルバイト職員は支援学校の経験者が多くおられ、正規職員とともにお互いが教え合える環境ができており、サービスの質を上げています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○単年度事業計画 単年度事業計画は多岐にわたり作成され、期末の総括もおこなっていますが、正規職員2人の意見（法人の助言ある）で立案して総括をおこなっています。アルバイト職員の意見は聞き取っていないとのことでした。事業所での実務の担い手であるアルバイト職員、福祉に精通した方の意見は貴重ではないでしょうか。たとえば、法人に提出した単年度事業計画を達成するための行動計画をアルバイト職員とともに考え、立案実施し、途中見直しをおこない軌道修正するなど必要ではないでしょうか。事業計画達成のために、アルバイト職員を含めたすべての職員の意見を聞く体制作りが望まれます。</p> <p>○研修の充実 事業所では正規職員が2名で他はアルバイト職員です。アルバイトの方は支援学校の元教師の方が多く、他に少数の学生がいます。法人での研修は全職員対象で年2回が組まれています。アルバイトの方は数年にわたって業務を継続されている現状があり、この方々への勉強会（研修）の継続も、課題として取り組まれることを期待します。また、法人と協力し階層別研修に取り組まれることも期待します。</p> <p>○マニュアル作成 事業所運営の基本となるマニュアルや規程、手順書に不足がみられました。今一度見直し、法人の協力も得て順次作成されることと、定期的な見直しを決め実施されることを期待します。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	放課後等デイサービスみんなのいえ
施設種別	放課後等デイサービス
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会
訪問調査日	令和4年11月10日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	B	A

[自由記述欄]

通番1. 事業所理念は法人理念を継承している。運営方針は、運営規程や重要事項説明書、ホームページでも見ることができる。理念や運営方針から、法人の使命や考え方を読み取ることができる。職員には入職時に説明しているが、3月の「年度まとめ」時に統括施設長からも話しがある。アルバイト職員に対しても契約時に説明し、日々の仕事始めと終了後に支援内容を通して話し合っている。障害のある本人には利用体験日を設けている。事業所での過ごし方は写真やカードを用い説明している。家族には契約時に説明しているが、年2回の個人面談の機会にも理解を得ている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	B	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	B	B

通番2. 城陽市障がい者自立支援協議会(療育部会)、集団指導、きょうさん、パッチワーク(京都府下の放課後等デイサービスが集まり研修や交流がある)などから、地域の情報を得ている。運営部会議や管理者会議(理事長出席)、経営会議、理事会などで検討され、管理者会議で報告がある。課題は単年度事業計画に反映させている。

通番3. 組織体制や職員体制、人材育成は法人の運営部が担当している。職員に対する集合研修も企画している。財務状況は法人事務部門がおこない、これらの情報は管理者会議で報告がある。会議内容は職員には伝えている。アルバイト職員には会議録を配布しているが、内容をどのくらい理解したかまでは確認できていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	B	B
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	B	B
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	B
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	C	C

[自由記述欄]

通番4. 長期計画「なかま『ばちばち』プラン」(2023年4月～5か年)を作成しており、法人の承認を得て来期からのスタートとなっている。以前は長期計画を立案していたが、ここ数年空白であった。内容に、専門性を高める人材育成や利用者が社会生活力をつけていくための日常の実践、各専門部署の設置、短期入所の拡充、グループホームの開設に向けた検討など、多くの課題がある。来期は第2放課後等デイサービスの開設があり準備が進んでいる。予算は単年度ごとの資金収支計画に組み込んでいる。

通番5. 単年度事業計画を立案している。「放課後等デイサービスみんなのいえ」の取り組み内容として、「障害実態、発達状況に応じたグループ編成をおこない、固定の曜日利用でおこなう・季節や文化を意識した活動・調理は買い物から食べるまでの一連をおこなう・感染症対策・保護者の就労支援のため、最大19時までの延長での預かり・1日10名以上の登録・第2放課後等デイサービスの土台作り」などの取り組みがある。成果を出すための行動計画は作成できていない。収支計画はある。

通番6. 丁寧な課題抽出で立案され、管理者と正規職員1名との合議で作成し法人とも相談している。職場はアルバイト職員(元支援学校教師)が多く長年継続して勤務しており、福祉にも精通し実務の担い手でもあるが、アルバイト職員の意見をくみ取る仕組みはない。6か月に運営部会で支援状況を検討し、年度末に総括をおこなっている。

通番7. 事業計画は子どもや保護者には周知できていない。子どもには、日々の取り組み内容をカードや写真を使い当日に説明している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	B

[自由記述欄]

通番8. 事業者向け放課後等デイサービス自己評価を毎年おこなっている。保護者からも放課後等デイサービスアンケートを毎年おこない課題の抽出を解決方法など示している。結果は法人運営部に報告し、ホームページで公表している。第三者評価の受診は初回である。

通番9. 評価結果は分析し課題の抽出もできている。支援の実践者であるアルバイト職員との検討や共有が十分にできていない。

II 組織の運営管理

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	B
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	B	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	B	A

【自由記述欄】

通番10. 管理者の役割と責任は運営規程や職務分掌で確認できる。事故発生時対応マニュアルなどでも確認できる。管理者として組織が円滑に回るように意識して会議に参加している。管理者不在時の代行は正規職員と決まっているが、文章化ができていない。
通番11. 法人では法令関係書籍は整備されているが、事業所単位では十分といえない。利用者の送迎時は必ず正規職員が同乗し、運転の注意点や法令など説明している。また、職員に有給取得を勧めたりしている。業務の振り返りの時間は毎日あり、必要に合わせて法令についての話しもおこなっているが「十分とは言えない」との職員の評価がある。
通番12. 課題は単年度事業計画に挙げている。特に迎えの前には時間をとって、最近の障害のある本人の様子や保護者の不安感などについても話し合ってから出発しており、保護者との情報の交換やニーズの把握に努めている。毎週水曜日に次の週のスケジュール表を作成しているが、スケジュールが分からないとソワソワする子もおり、次のスケジュールも作って保護者に渡している。
通番13. 管理者は人事、労務、財務などを把握している。必要に合わせて法人との相談をおこなっている。支援の仕方は適時職員に指導している。アルバイト職員対象に腰痛予防について図を入れて説明している。曜日によって出勤するアルバイト職員は異なるが、聞き取った諸意見は正規職員で検討し支援に生かしている。トイレで座った際、足が安定する台を作成した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	B	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	B	B
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	B	B

通番14. サービス提供職員の設置状況は、重要事項説明書内に示し、基準より多くの職員配置である。アルバイトで職員を多く採用しているが、障害のある本人に適切な支援が提供できること、共に働くことで職員の知識の向上が図れることを目標に、支援学校の元教諭を雇用し配置している。不足している知識は研修で補うようにアドバイスしている。法人のアンガーマネジメント研修に参加している。
通番15. 年1回職員との個人面談をおこない、意向の聞き取りや本年度の反省、来期に向けての希望など聞き取っている。倫理要綱や行動規範も作成している。キャリアパスも作成しており、キャリアアップの指標になっている。職員について勤務状況の評価し臨時手当や給料アップにつなげた経緯はあるが、職員全員を定期的に評価はできていない。
通番16. 職員の有給休暇や時間外労働のデータは、法人事務部門が管理しており管理者も把握している。職員の意向は面接時や日常的にも聞いている。嘱託医による年1回の健康診断を受けている。苦情のある場合は第三者委員に伝えることもできる。また、「ハラスメントはゆるしません」の啓発活動をおこなっており、法人運営部3名の職員が相談窓口になっている。ストレスチェックはおこなっていない。互助会で忘年会や歓迎会をおこなっていたが、コロナ禍で中止している。中小企業退職金共済に加入している。

評価分類	屋分析を	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	B	B
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	B	B
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	B	B
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		

【自由記述欄】

通番17. 期待する職員像は倫理綱領および行動規範で確認できる。職員との個人面談（年1回）で諸意向の確認をおこなっており、研修希望には対応している。個人目標や自己チェックシートなどについて書面での報告はない。日常的に助言や支援をおこなっている。
通番18. 法人運営部が人材育成の教育を企画している。法人研修は年2回全員対象で開催しており、研修後は職員間で振り返りの時間をもっている。階層別研修は実施できていない。キャリアアップは外部研修を利用し、京都府社会福祉協議会やきょうされんの研修、他事業所の研修など参加している。参加後はレポート報告をおこない、回覧で職員全員に周知をしている。法人研修後もレポートを提出している。
通番19. 職員の研修履歴は運営部が保管している。新人研修での0JTはチェックリストを作成して振り返りをおこなっている。階層別研修はおこなっていない。
通番20. 非該当 実習生は受け入れていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	B

[自由記述欄]

通番21. 法人のホームページや広報誌、パンフレットに事業所の理念や事業活動報告、決算報告書が公開されている。放課後等デイサービスの自己評価と保護者アンケートも公開している。またフェイスブックでは日々の活動を発信している。広報誌は職員が近隣住民にポスティングしている。
通番22. 社労士や税理士がチェックをおこなっている。また、年1回監事監査もおこなっている。専門家と連携し、法人として適正な労働環境を整えるため、就業規則の見直しをしているところである。法人の財務諸表はホームページで開示している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	A	
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B	
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	B	A	
		Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	B	A
			27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	B	A

[自由記述欄]

通番23. 地域との関りについての基本的な考え方は、法人理念の中に「地域に根ざし、地域に支えられ、地域の一員として幅広く活動をおこなうことをめざす」とうたっている。コロナ禍以前は地域の行事や活動にも参加していたが、いまは公園での交流のみである。障害のある本人には、障害特性に理解がある歯科医院や理美容院などを紹介している。
通番24. コロナ流行前は高校の教師と連携をとり、学校のボランティア部の生徒が毎日2人づつ来所していた。ボランティアの受け入れは法人のボランティア部が窓口となり各事業所が受け入れているが、ボランティア受け入れマニュアルは作成できていない。「夏休み長期の流れ」が経時的に、子どもの動き、職員の動き、ボランティアさんの動きごとに決めてある。
通番25. 「令和版教育と福祉の連携ハンドブッカー山城北圏域」に地域資源が詳しくまとめられているため、それを活用している。城陽市自立支援協議会の療育部会会議に(3か月に1度)管理者が参加している。支援学校の教師や相談支援専門員とは、担当者会議で日頃から情報を共有している。
通番26. コロナ禍以前は職員が小学校に出向いて、福祉教育の講師を勤めていた。大学でも講演会のゲストスピーカーとして招かれている。現在は中断しているがコロナが収束すれば再開する予定である。
通番27. 法人の評議員に2つの地区の民生委員がおられ、後援会にも加入されている。城陽市のニーズに応え、第2放課後デイサービスの事業を進めており、来期に開設が予定されている。地域の城陽ひまわり号の取り組みや手づくりコンサートきしゃぼっぽ、城陽市障がい者自立支援協議会の部会に管理者は参加しており、地域情報も得ている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B	B
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	B	B
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人(家族・成年後見人等含む)にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

通番28. 理念や運営規程に「障害のある本人を尊重した福祉サービスを提供する」ことを明記している。倫理綱領も作成している。放課後等デイサービスのガイドラインに沿って年1回アンケートを取り、福祉サービスの状況を把握し、職員間でも共有している。作成している業務マニュアルが少ない。事業所内での勉強会は実施していない。
通番29. 一人ひとりに適切な他者との距離や、居心地の良さを考えたグループ作りをしている。トイレには目隠しのためにカーテンをつけ、下着交換をする時の脱衣室には使用中と掲示し、鍵をかけるようにしている。入浴中に使用中のカード作成もしている。マニュアルなどは作成できていない。
通番30. 事業所のパンフレットは京都府社会福祉協議会や療育施設に配置をお願いしている。事業所の利用を希望される方は、保護者や入学前の療育施設からの紹介がほとんどである。事業所を良く知った教師からの紹介を受けて障害のある本人(保護者)と面談をおこない、体験を経て希望があれば利用につながっている。事業所での過ごし方は、フェイスブックでも写真と文で発信している。
通番31. サービスの開始にあたって、契約書と重要事項説明書を用いて事業所の情報を詳しく説明している。文字で分かりづらい場合は、図を書いて説明したり写真を活用している。年に2回、障害のある本人と保護者に面談をおこない、個別支援計画に沿ったサービス提供が適切に行われているか確認し、本人と家族の意向を聞き取り、モニタリングとして記録を残している。
通番32. 時間の変更には、柔軟に対応している。引っ越しなどで通所ができなくなった場合には、依頼があれば転居先の相談支援センターに情報提供をおこなっている。移行先の事業所へも直接的な支援についてのアドバイスをおこなっている。

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B	B
		35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	B	B
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	B
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	B	B
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	B	B

[自由記述欄]

通番33. 年1回のアンケートと年2回の面談で、提供しているサービスについての要望や意見を聞き取っているが、日常的に会話や仕事から把握することが多い。子どもの中には思いを表出しにくい子どもおり、相談室で時間をかけての対応もある。意見箱は設置していないが、家族とは送迎の職員が毎回情報交換をして要望など聞き取っている。仕事終了後は聞き取った内容について職員間で話し合い情報を共有している。重度の障害児を受け入れており、子ども間の話し合いも困難な現状がある。

通番34. 苦情解決の体制は重要事項説明書に責任者、相談窓口、第三者委員が記載され、契約時に説明している。送迎時に正規職員が家族と話す機会を設け、苦情や要望を聞き取るようにしている。事業所内に掲示はない。子どもが訴えやすいように苦情カードなどの配慮はできていないが、これまで苦情を受けたことはない。「今後は面談で周知に力を入れていく」と、述べられている。

通番35. 事業所に意見箱などは設置していないが、保護者からの意見は多い。年2回の面談や送迎時、障害のある本人の日々の様子から相談や意見を聞き取る機会を作っている。把握した意見は翌日には対応内容を説明している。一連の流れを決めたマニュアルなどは作成していないが、トイレ使用時の介助や支援方法は、保護者と支援学校と密に連絡を取り合い、チームで考えて障害のある本人の生活に適した方法で支援している。

通番36. 事業所単体としてリスクマネジメントの委員会はないが、法人の運営部会で話し合っている。法人として事故やヒヤリ・ハットの検証をおこなっている。職員の会議でも分析し、対応策を共有している。事故報告、ヒヤリ・ハット報告は提出しているが記録としては少ない。障害のある本人一人ひとりに「緊急連絡カード」を作成し毎年更新して、必要時、病院受診の同意書を受けている。

通番37. 協力医療機関である診療所に監修を依頼し、新型コロナウイルスについての衛生管理マニュアルを作成している。子どもと職員に対応マニュアルを周知している。その他の感染症に係るマニュアル等は作成されていない。

通番38. 火災・消防計画を作成している。年2回、消防署から来所してもらい避難訓練をおこなっている。夜間の訓練はおこなっていない。台風の際は休みになるが突然の地震の訓練ができていなかった。近所の方から、有事の時の避難場所として依頼の声があり承諾している。水は備蓄している。内服中の障害のある本人には、毎日服薬1回分を余分に持参してもらっている。子どもの安否確認方法を決めていない。地域の警察、自治会などの協力体制の連携での訓練はできていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	B	B
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	B	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	B	B
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	B	B
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	B

【自由記述欄】

通番39.業務マニュアルや手順書といったサービスの実施方法を文書化したものは、新型コロナウイルスについてはあるが、他はないか、あっても活用は少ない。職員が少なく、新任職員にはサービスの一定の水準を確保する為の実施方法を、管理者が1年付き添って指導している。文章化されているものが少ないため、見直しなどは実施していない。

通番40.個別支援計画は児童発達支援管理責任者である管理者が作成している。面接において障害のある本人と家族のニーズを聞き取り、職員間で話し合ったり記録を見てアセスメントに反映している。職員は身体状況、生活状況、行動の特徴、将来の生活についての希望などアセスメントをおこなっている。その際に障害のある本人の意向を把握しにくいことも多々あるが、保護者と話し合い意向を十分に聞き取っている。

通番41.保護者との面談(200M面談もある)は6か月に1回おこない、意向の確認や計画の確認をしている。モニタリングも6か月に1回おこなっている。子どもからの意向把握はなかなか難しく、日々の支援の中で手ぶりや顔つきなどで把握している。個別支援計画を展開するにあたっての、見直しや評価の手順書は確認できなかった。

通番42.子どもの個別記録ファイルを用意し、同一の様式を利用し記録している。記録は個別の支援計画に基づいた内容で記録しているが、書き方などの統一は図られていない。また、勤務時間の違いで全員が集まることは難しく、会議や情報共有する仕組みが十分ではない。管理者は、子どもの新しい情報が見られる共有ファイルを作成し勤務に入る前の必読としている。

通番43.文書管理規程に記録の保管年数の表記はあったが、保管方法や責任者、持ち出し基準、廃棄方法などの記載はなかった。個人情報規程に沿って職員からは誓約書、家族からは同意書を得ている。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	C	B
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	B	B
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組を行っている。	B	B

【自由記述欄】

通番44.子どもの思いをくみとった個別の支援ができるように、写真やカードを用いて自己決定しやすい方法を選択している。また、おやつを選ぶ、理美容院を選ぶなどの支援も取り組んでいる。表情やしぐさから読み取る努力もしている。生活のルールなども子どもと話し合う事はあるが、記録ができていない。

通番45.法人理念に「ひとりひとりの発達を追求し、すべての人を大切に、人間らしく生きることをめざす」と掲げ、運営規程や契約書に虐待防止、身体拘束禁止を表明している。子どもの権利を守るための職員の話し合いや侵害の防止や早期発見の手立てのマニュアルはなかった。バギー利用の障害のある本人につける胸ベルトの装着について、障害のある本人と家族に説明し同意書を得ている。

通番46.事業所内の1階はバリアフリーに心がけ、段差ができる所にはマットを敷いている。床の感触を感じたい子どもや、壁に掲示物があると落ち着かない子ども、食器が見えると気になる子どもの思いに添い、見えない様にシートで覆う対応もしている。幅広い階段やエレベーター、広いトイレなど閉塞感の無い過ごしやすさがある。きょうされんの署名活動を地域でおこない、誰でもが暮らしやすい環境づくりに貢献している。職員に対して、ノーマライゼーション研修はされていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人(子どもを含む)の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	B
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	B	B
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	B	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	B	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	B	A

【自由記述欄】

通番47.その日のスケジュールを一人ひとりに合わせ、カードや絵、写真を使って表示したボードを準備して示している。ハイ・イエボタンや、あいうえおボードなどの使用、支援学校で使用しているトイレの札を持ってきて意思を伝えている子どももいる。支援学校で使用している用具を使っている子どももいるが、コミュニケーション能力を高めるまでには至っていない。

通番48.子どもの障害特性を把握するために、学校や家族からの連絡も生かし、言葉や仕草、行動から思いを受けとめるようにしている。相談室でゆっくり話をきくこともある。日々の記録から管理者は正規職員と話し合い、実行できる内容を決めている。職員全員での話し合いはできていない。

通番49.支援学校の退職教員の採用(アルバイト)により、他の職員は障害特性の理解を深めたり、対応や知識を学んでいる。管理者は日々様子の変化や支援方法のポイントを記載した資料を作り、職員は業務に入る前に必読している。グループ編成でも、子ども同士の特性を活かした関係性を大切にしている。

通番50.学校の長期休業中の日中支援では、子どもで決めた昼食を材料から買い物に行き、年長者をリーダーに分担を決め調理をしている。コロナ感染前は外食に行き並び並ぶこともあった。太陽が丘のプールにも行っている。入浴に関して「洗う順番カード」を作成し、家族にも指導し成果を上げた事例がある。日中活動は、子どもの意向に沿いながら、外出や遊びを一緒に楽しんでいる。

通番51.グループで活動する時には、障害特性やその日の体調を考えた編成を考え、怪我の無いように、それぞれが安心・安全で過ごせることを考えている。触覚が過敏な障害のある本人は、静かなグループに入り2階を使用している。医療的ケアの必要な子どもには法人の看護師が付き、きめ細やかな関りをもっている。室内は整理整頓や清掃をこまめにしている。

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	B	B
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	B	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	B	B
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	B	A

[自由記述欄]

通番52. 個別指導計画に沿って、生活訓練を生活や遊びの中でおこなっている。支援学校でおこなっていることを取り入れて、抵抗なくできるように支援学校の担任と連携しているが、医師や看護師との連携はできていない。機能訓練はおこなっていない。

通番53. 社会資源の案内はしている。社会参加の活動は、支援の中の「お祭り遊び」で買う人、売る人を経験したり、初詣、買物、公共交通機関の利用、日中支援中の川遊びなど、経験を通し実感したり興味を高められるよう支援している。子どもの意向を十分に聞き取るところまではできていないが努力している。

通番54. 家族や支援学校からの情報を基に、一人ひとりの健康状態を把握し記録している。子どもの体調変化に対応できるように、緊急時対応手順をフローチャート式で表記し事務所に設置している。医療的ケアの必要な子どもには、看護師が対応している。マニュアルは確認できなかった。

通番55. 医療的ケアの必要な子どもの対応方法は、支援学校のマニュアルに準じている。法人に看護師からなる保健部（安全衛生担当）があり、相談や指示などのサポートがある。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	B	B
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	B	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。		

[自由記述欄]

通番56. 家族との後期の面談では退所後の生活や進路について話し合っている。支援学校での進路学習の実習を通して進路先になった事業所と現在使用している事業所、個々の学校の担任教師とでサービス担当者会議を開催している。子どもや家族には、放課後等デイサービスを卒所した先輩の情報も伝えている。支援にあたって、職員の社会資源や関係機関の情報に差があり、共有ができていなかった。

通番57. 家族とは年2回の面談時や送迎時、電話や連絡帳で連携し話を聞いている。すぐに対応できることは進め、報告している。兄弟姉妹への支援もしている。ストップしている家族交流会の再開を検討している。

通番58. 子どもから意向を聞き、日中活動やアセスメントを通して生活する力を見ている。また、日々の活動の記録などからもできることを考えている。調理活動の中での道具や手の使い方、事業所内の生活ルール、公共交通機関の利用方法の習得など、子どもの障害特性に合わせて支援している。

通番59. 非該当 対象者おられない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。		

[自由記述欄]

通番60. 非該当 対象者おられない。